

〈研究ノート〉

欧語 ‘natura’ 系統概念の歴史における
1522年 Luther 訳新約聖書の意義
—lex naturae 理論史上、コリントの信徒への手紙第一、
ψυχικός 訳語 ‘natürlich’ 選択の有する射程—

瀧 章 次

【要旨】

ルターが1522年、メランヒトン協力の下、新約聖書ドイツ語訳において、コリントの信徒への手紙第一に出現するギリシア語形容詞 ψυχικός を ‘natürlich’ と翻訳し公刊した創意は、先行 Vulgata 訳、ドイツ語訳に対する単に母語訳聖書における訳語選択上の革新に留まらない。その欄外訳注ほか関連資料から推定される理解体系は、lex naturae（所謂「自然法」）の歴史において、先行概念構成を継承するばかりでなく、‘natura’ 次元にある人間存在が、個人の自由と平等に基づいて、万人相互の共生のために、自己保存的欲求充足並びにその前提となる私的所有を統制する倫理を、理性を用いて構成して行く、前-市民法的、法理論活動を宣揚するものである。また同時に、イエス・キリストの Mark 8:35 をはじめとする並行箇所における、ψυχή「いのち」の救済／保存に関わるパラドクスと連動して、霊（spiritus; Geist）の次元から照射される、法と倫理における当該理性活動に対する根本的批判を遂行することへと招くものでもある。

キーワード：ルター、ψυχικός、natürlich、natural law、コリントの信徒への手紙第一

1. はじめに

1.1 本論考の主旨

本論考では、Martin Luther（以下「L.」）が1522年、新約聖書（以下「NT」）ドイツ語訳において（L., 1522b; 1929; 1931）、1 Cor 2:14、15:44、46の箇所に出現するギリシア語形容詞 ψυχικός（psychikos）を翻訳するに当って、πνευματικός（pneumatikos）との明示的対照の文脈において、先行ドイツ語訳、Vulgata 訳に対して、Natur 概念への言及を明確にして、訳語 ‘natürlich’ を選択した事実とその意義を考察する（キリスト教聖典各書は以下英文略称を用いる）。

具体的には、この翻訳事象が、lex naturae（lex naturalis）（以下「LN」）の、更に、ius naturale（以下「IN」）の理論史において、果たした歴史的役割を考察する。即ち、キリスト教創造論と

の相関を前提とした上で、ストア派、Thomas Aquinas 等先行概念構成を継承する一方、人間理性が明らかにする社会的規範性を解明する法理論的活動の契機たる役割を、特に、人間本性の‘natura’次元（以下「N次元」）を反省的反照的に捉え直し理性批判を遂行する役割を、論ずる。

また、ψυχικόςの語用が前提とする ψυχή (psyche) 概念への言及が、ψυχή関連イエス・キリスト（以下「JC」）弟子倫理（Mark 8:35 ほか並行箇所）との相関性を喚起するものである事をも論ずる。

この相関性の意義は、LN理論史上、所有権 (*dominio*) の確立が「使徒の清貧」というJC弟子倫理を巡る、西欧中世の論争に由来するのと同様に（Tuck, 1979; Tierney, 1989; 1997: 93-203）、‘natura’概念そのものも、同様の弟子倫理に帰趨する事を提起するばかりでなく、保存／救済の対象として焦点となる「自己」の問題が、隣人愛に相関する「自己愛」理解の問題同様に（Tierney, 1997: 322-3）、人間理性に開かれる前-実定法的、普遍原理の探求にとって重要な批判的契機となる事をも提起する。

なお本論考では、欧語、ラテン語 ‘natura’系統、例えば、英語 ‘nature’等の通用日本語訳、「自然」を用いない。‘natura’系統語には、本稿で論ずる通り、歴史的に、キリスト教創造論の論圏にあって、人間理性によるそのもの自身の限界づけと、神の次元からの人間理性の限界づけと、二方向の限界づけが相克する理論的負荷を負って来ている。その動態の一部を歴史的に明らかにする事に本論考が関わる限り、日本における移入過程で生起する歴史的文化的相克の刻印を負う語「自然」を用いるのは有効ではないと判断する（e.g. ハビアン「ナツウラ」中126-7; 下146-7; 178-9; 『どちらいな-きりしたん』「なつうら」第六（36）; Halma, 1729, s.v. ‘Natuur’; ハルマ, 1796, s.v. ‘Natuur’; ‘natuurlijk’; 1829, s.v. ‘Gott’: 「天又神又開闢人」; ‘Natuur’; ‘wet’: ‘De wet der Natuure leert ons zulks.’ 「自然のき多りて志連留」（桂川, 1855: 「自然ノ極リテシレル」）; 津田, 1879-1881, s.v. ‘nature’; ‘natural’; 加藤, 1882: 「性法」（ナチュラルロウ）; 馬場, 1883）。

1.2 本論考の着想

本論考の着想は、現代日本語訳聖書の一部において（e.g. 協会共同訳, 2018）、訳語「自然」が、ギリシア語 φύσις (physis) に対して、通常の訳出慣習に従い、採用されるに留まらず、1 Cor. 2:14 等 ψυχικός に対しても、採用されている事に着目した事に始まる。その後、KJV 1611 ‘natural’ ほか英語訳の歴史上 Tyndale 訳 1525 に遡及し、さらにその元訳、L. 訳 1522b に ‘natürlich」を、欄外注に記された理解背景とともに確認できた事にある。

この訳語選択の背景にある欧語 ‘natura’系統概念の歴史（以下「N概念史」）を調査していく過程で、論旨 1.1 の方向を検討するに至り、この方向を、英語辞典ながら、語義の歴史の変遷を編年的に記述する方針を執る、*The Oxford English Dictionary*、第1版、見出し ‘Natural’ 編集内容にも推認した事にある（Murray (1908); for Rev. A.P. Fayers’s contribution, see Craigie (1908)）。本稿はその方向を汲み、Tyndale 以前、L. 訳にまで遡り、その全体の意義を考察す

る試みとも言える。

なお着想の背景にはN概念史並びにその日本移入過程への（瀧，2018）、また関連して、「人間の権利」（Human Rights）の理論史上、歴史的先行態 *natural rights* の起源への（瀧，2024a, b）、関心がある。

1.3 本論考の学術的位置づけ

日本語文献では、N概念史研究は、主に科学史・科学哲学分野にある。人間観、古代ギリシア νόμος と φύσις 対概念、古代ストア派 ‘*natura*’ 概念、「自然法（則）」は主題化されているが（伊東，1968；近藤，1968；渡辺，1976，165-174；丹治，1986；村上，1998；伊東，1999；池田，2003；今井，2005，96-100；座小田，2015）、なお、中世、近世法制史上の所謂「自然法」の、さらに、1 Cor 等 ψυχικός の、N概念史内定位となると、間接的包括的記述はあるものの（佐々木，2002）、未確認である。欧文文献にもこの傾向はある（Collingwood，1945；Soper，1995）。

他方、欧米での法制史研究では、ローマ法の伝統もあり、LN、IN研究、またそれに基づく「人間の権利」（‘*human rights*’）の理論史研究は重厚である。Tuck，1979、Tierney，1989；1997、Finnis，2011らの先行研究では、しかし、L訳 1522bは、法文書でない事もあり、その意義は包括的記述裡に潜在するに留まる。他方、Witte，2002；2014；2022では、L含めて、L派法律家、神学者の法的言説の分析が、*naturalis-spiritualis* 対概念に基づくL二王国論の枠組みの下、総括的歴史評価に留まらず、関連歴史資料の博搜に基づき、詳細に進められている。しかし今の所、L訳 1522b ‘*Natur*’ 概念の問題も、1 Cor ψυχικός 翻訳のJC弟子倫理との相関性も、特段の注意は払われていない。その他、*sola scriptura* の下でキリスト教倫理は *natural law* に包摂されとするL派神学通説に対する反証（Nikolasjen，2021）にあっても同様である。

確かに、N概念史研究上、L派の法哲学、法理論という事になれば、法学的文献並びに法的言説の歴史的分析が正統な研究である事は言を俟たない。その点不十分ながら、評価未定のL 1522bについて、分析と共に、N概念史上、とりわけ、LN、IN史上の定位を試みる。

1.4 本論考の課題設定

上述当該、分析・定位に当っては、N概念史、LN、IN史先行研究の成果に基づいて、以下の問いに回答を試みる事を課題とする。

まず、ローマ法に淵源し中世キリスト教世界で確認されるINの二義性、即ち文脈において「正義・法」とも「権利」とも自在に用いられる語用の延長で（e.g. Ockham（Tierney，1997：29）：‘*ius utendi est potestas licita utendi re extrinseca*’；Gerson，1706：col. 26：‘*Jus est facultas seu potestas propinqua conveniens alicui secundum dictamen rectae rationis.*’；Tuck，1979：5-31；Tierney，1997：13-77）、17世紀Grotiusらにおいて、個人に帰属する、能力（*potestas*；*facultas*）としての「権利」の用法が明表化するに先立って（Grotius，1625；Tuck，1979：58-82；Tierney，1997：316-342）、L訳 1522bはいかなる位置にあるか（cf. Tierney，1989：618）。

加えて、17世紀IN確立の問題として、N次元それ自身に内閉する事なく、N次元を、人間諸能力の、特に理性の次元として、「神の霊」、「神の意志」等、神の次元から反省的、反照的に捉え直す事が、先行・継続してきている経緯にあって、理性認識を批判的に遂行する課題を引き受けつつも、人間本性N次元を自律化自存化する方向に関与するに至る過程がある(Tierney, 1997: 316-342; Haakonssen, 2017)。この過程にあっても、L.訳 1522bはいかなる位置にあるか。

1.5 本論考の構成

まずは、L.訳 1522b 1 Cor ψυχικόςの訳と欄外注の内容を明らかにし、当該訳の関連個所を含めて、特に、ψυχήに関わるJC弟子倫理との相関性を考察する(第2節)。続いて、当該考察から得られる倫理、法における理性批判の動態を、直近Philip Melanchton、*Loci communes* (1521) (第3節)、さらに、歴史上、関連諸文書として、1 Cor注釈者、Hugo Grotius、John Locke、‘natural’頻用論者Adam Smithとの間で比較検討し(第4節)、近代N次元自存化に對峙するL. 1522bの射程を問う。

2. L.訳 1522bにおける‘Natur’概念理解

L.訳 1522bは、Melanchtonの協力の下、原語ギリシア語からのドイツ語への翻訳が進められ(Schaff, 1904: 345-6)、NT翻訳において、名詞φύσιςにNaturを、形容詞πνευματικός対照文脈(1 Cor 2:14、15:44、15:46)、形容詞ψυχικόςにnatürlichを訳語としている。その訳語選択の基には、先行歴史的概念‘Natur’に対する理解があり、その理解はL.自身に帰されると推定される。

φύσις系統にラテン語‘natura’に由来するドイツ語‘Natur’系統で翻訳する事は、L.の創意になく古代ローマに遡る(Pellicer, 1966)。

ドイツ語‘geistlich’、‘natürlich’対照的語用もL.の創意にない。キリスト教教義論、L.訳 1522b先行文献(PLGU-GN 1 1470, 54^v; 2 1474, [14]; 3 1476, 89^f; 4 1477, 233^f; 5 1477, 109; 6 1484, 184^v; 7 1501, 36^v; 8 1511, 25; 9 1515, 95^v)、L.自身先行文献にある(L., 1521b, [77]; 1522a, 131^f; 153^v)。

ラテン語‘spiritualis’、‘naturalis’対照的語用も同様である(PLLU-SN 1 1472, [128]; 2 1480, [519]; 3 1489, [5]; [86]; 4 1494, 297)。さらに、‘animalis’を加えた三分法は、アリストテレス動物論の文脈において、魂(*anima*)の働きに関して、先行印刷本において、出現する(Bartholomaeus Anglicus, 1481, lib. V [102]; Albertus de Orlamunda, 1499 [116]; 1508 [116])。この三分法自体は、Albertus de Orl.祖述(op. cit.)典拠、13世紀Albertus Magnus自身に、LNを動物的本性ではなく、理性の法として明確にする点で(Müller, 2001: 224-8)、部分的に確かに確認できる。しかし、それ自体は、更に9世紀、Johannitusに遡ると推定される(Albertus de Orl. ibid.)。

確かに、これら先行対照語法、三分法は、遡る所、1Cor ψυχικόςの背景にあるグノーシス主義的 (Conzelmann, 1969, *ad loc.*) 人間本性三段階論の他にないと推測される。しかし、聖書本文 ψυχικός に、翻訳語 ‘natürlich’ を当て、公刊する事は、同時代的に教義上規範的な力のある Vulgata 訳 (Weber and Gryson (eds.), 2007) ‘animalis’ [< anima = ψυχή]、その影響下にある先行ドイツ語訳 (Schaff, 1904: 351-4; Bluhm, 1967)、‘vichlich’ [< Viech] (PLGB [1466]; 1472)、‘vihisch’ (PLGB, 1483) [vichisch]、‘vyhisch’ (PLGB, 1487) 等と比較して、L. 訳 1522b に帰せられる事であり、先行理解体系の下、人間本性 N 次元にある事を明示した点に、その創意がある。

形式的であれ、訳語選択のこの創意は、同時代的に補証される (Lefèvre d’Étaples, 1512, [13]: ‘animalis’; Erasmus, 1517; 1519: ‘animalis’; Valla, 1526: ‘animalis’)。Tyndale が L. 訳 1522b を英訳し (Arber, 1871: 9; 20-26)、‘naturall’ と訳した結果 (Tyndale, 1525: ‘naturall’)、更に、その後の英訳聖書に (GB, 1560; BB, 1568; KJV, 1611; contrast DRB, 1582: ‘sensual’)、また、他翻訳にも影響している (ZB, 1531: ‘natürlich’; JvL, 1532: ‘natuerlic’; Beza, 1567: ‘naturel’; 口語訳, 1955; 新共同訳, 1987; 協会共同訳, 2018; contrast 『新約全書: 引照』, 1887; 日本正教会訳, 1902; ラゲ訳, 1910; 『新約聖書: 改訳』, 1919)。

L. 訳 1522b 内容的意義については、原本印刷記録内容から、第一義的、二事に留意したい。一は、1Cor ψυχικός 出現箇所、一は、φύσις を ‘Natur’ と訳す事例 Rom 2:14、27 関連、Rom 2:14 本文 φύσει 訳注、Rom 2:29 πνεύματι 訳注である。以下節に分け論ずる。

2. 1 1Cor. ψυχικός 訳関係における ‘Natur’ 概念理解

1Cor. ψυχικός 訳関係については、考察の焦点として二点更に留意したい。

一は、2:14 翻訳 ‘natürlich’ 欄外注である。これは後述 Rom 2:14 欄外注と合わせて有意となる。

一は、ψυχικός 出現、15:44、15:46 間 15:45 元語 ψυχή を含む節である。これは、Mark 8:35 はじめ、語 ψυχή を用いて、その保存/救済のパラドクスを語る JC 弟子倫理との通底に関わる。

2. 1. 1 1Cor 2:14 並びに欄外訳注における ‘Natur’ 理解

1Cor 2:14 における人間存在に関する対照性 ψυχικός-πνευματικός は、L. 訳 1522b 1Cor 序言 (‘Vorrede der Epistel zu den Korinthern’) において、Natur と十字架との相互離反性 (‘das natur vnd creuz widdernander sind’) と総括される。

この総括の下、1Cor 2:14 推定参照本文 ψυχικός δὲ ἄνθρωπος, οὐδέχεται τὰ τοῦ πνεύματος τοῦ θεοῦ (Erasmus, 1516) に対して、L. は ‘Der naturliche mensch aber vernympt nichts vom geyst Gottis’ と訳す。

動詞 δέχομαι には対象無差別、汎用可能訳語「受け取る」(‘nehmen’; ‘annehmen’) が第一観連想される所 (e.g. KJV: ‘receiveth’)、恐らく L. は、対象関係性に基づく認識能力選択に関与する語として vernemen (> Vernunft) を選択している。この L. の認識能力分別注視は、‘natürlich’ 訳語選択に関する欄外訳注にも反映される。

当該注は、Melanchton 協力によると推定される所 (Albrecht (1931) xxxv)、‘(natürlich) Natürlich mensch ist wie er auser der gnaden ist mitt aller vernunft / kunst / synnen vnnd vermugen auch aufs beste geschickt.’ (‘[Der] natürliche Mensch ist wie er außer der Gnaden ist mit aller Vernunft, Kunst, Sinnen und Vermögen auch aufs Beste geschickt.’)、「Natur (の存在次元) にある人間は、恩寵 (gratia) (の存在次元) の外にある通り、すべての理性、技芸・知識、感性、能力を備えられており、なおもつともよく、備えられている。」「【「備えられる」あるいは「神から送られている」】というものである。

記述内容は、先行中世哲学関係、natura-gratia 対照概念構成 (e.g. PLLU-GN 1; 2; 3) を含むが、なお教会法欄外諸注の翻訳転記、換言ではないと推定される (glosses to *Decretum*, 1 cap. 7, s.v. ‘ius’; ‘ius naturale’; 4 cap. 2, s.v. ‘secundum naturam’)

この訳、注の前提たる L. 理解枠組を考察するに当り、まず、1Cor 15:45 の訳を参照する。同所、ψυχικός の元語 ψυχή を含む句 εἰς ψυχὴν ζωσάν を ‘natürlich leben’ と訳す。この点で、ψυχικός、ψυχή 派生関係意味論的先行前提に留まらず、N 次元人間的生を、ψυχή の次元とする理解も有すると推定できる (contrast Luther, 1520; 1521a: geistlich-leiblich (*spiritualis-corporalis*); Lampe (1961) s.v. ψυχή)。

当該注は、まずは、‘Natur’ と、‘Gnade’ との二つの存在次元を、空間的領域関係との類比で区分すると同時に、両次元相互双方向限界づけ存立の可能性、並びに、N 次元 Vernunft 「理性」による次元転移の非存立を示唆する。

なお、かかる否定性にも拘らず、「理性」、「技芸・知識」、「感性」、「能力」は各固有性の点で十全に、しかも、他の存在者との比較において相対的に最上の度合いで、神から賦与されていることを示唆する (pace Wycliffe, 1380: ‘beastli’)

以上、当該注から推定される L. Natur 理解体系は、ψυχικός 訳、Jacob 3:15 ‘menschlich’、πνεῦμα 対照文脈 Jude 1:19 ‘synliche’ に各含意される理解体系とも無矛盾である。

2. 1. 2 補証 : L.1522b 「聖パウロのローマの人々への手紙への序言」における ‘Natur’ 言説

以上 1Cor 2:14 欄外訳注、N 次元人間本性に関する L. の理解は、L. 訳 1522b Rom 序言 (‘Vorrhede auff die Epistel Sanct Paulus zu den Romern’) によっても補証される。構成は、パウロ用語解説、書簡本文解説からなる。

2. 1. 2. 1 用語解説、「義」について

用語「義」解説において、先項「信仰」と、同次元同義の事である事を示した上で、この〈信仰〉次元における「神の義」は、‘natur’、〈自由意志〉、「力」(‘krefft’) の各次元では、現実性を有さぬ事が述べられる (‘Solche gerechtigkeit/ kan natur/ freyer wille/ vnd vnser krefft/ nicht zu wegen bringen/ den wie niemand yhm selb kan den glawben geben/ so kan er auch den vnglawben nicht weg nehmen/’)

その理由は、〈信仰〉次元にある事も、(不可能では無い乍)〈信仰〉、非-〈信仰〉(「不信仰」)の両次元相互次元転移も、意志の及ぶ範囲外にあるからとされる。

1Cor 2:14における‘Gnade’次元に類比される事は、後述2.1.2.3から比定される。Lは確かに〈信仰〉次元に立つ視点に立って、非-〈信仰〉次元を、〈信仰〉次元によって限界づけられる次元として述べ、〈信仰〉次元にある存在様態からすれば、非-〈信仰〉次元の生は相対的劣位どころか真反対にあるとする(‘falsch vnd heuchley vnd sund’)。この点で、N次元の自律自存は、L自身には虚想であると言える。

2.1.2.2 パウロ用語解説、「肉」(‘fleysch’)と「霊」(‘geyst’)との対について

1Cor 2:14注は「霊」「肉」対の解説と整合的である。即ちLは、John 3:6を引証して、〈肉〉とは、身体、こころ(anima; ψυχή)、理性、感覚をそなえた、部分ならぬ全体としての人間の事とする(‘den gantzen menschen/ mit leyb vnd seele/ mit vernunft vnd allen synnen’)。

この〈肉〉と〈霊〉とを生において対照した上で、特に、地上の生における外的な労働でさえ霊的な生き方となる事を示し、外面的理解に留まる事を制限する一方で、〈肉〉にある生を「〈肉〉に役立ち現世的な生に仕えるために、内的にも外的にも生活し働くひと」(‘Also/ das fleysch sey eyn mensch/ der ynnwendig vnd ausswendig lebt vnd wirckt/ das zu des fleyschs nutz vnd zeytlichem leben dienet’)と言い直す。

2.1.2.3 Rom本文解説、Rom 1について

Rom本文解説冒頭、Rom 1 異教徒の罪について、「恩寵の外に置かれているNatur」(‘so ist doch die natur an yhr selb/ ausser der gnade/’)という。これは、1Cor 2:14欄外注記、「恩寵の外」にあるとされるN次元が、「罪」の次元と規定されると考え得る。

2.1.2.4 Rom本体内内容解説、Rom 2について

Rom 2解説中、N次元、〈自由意志〉の次元において、「よき生を生き(wol leben)ようと意志する」生は、神の怒りの対象となるとパウロは告発する、斯くLは説く(‘... sondern allen den zorn Gottis verkündigt/ die aus natur oder freyem willen wollen wol leben/’)。ここでも、N次元が根源的「罪」の次元に留まるとLは理解する。

しかも、この「罪」は「公共的な」あるいは「明白な」「罪」以上に重いとする。この点で法の根拠となるN次元の倫理を限界づける神の次元が示される。

2.1.3 1Cor 15:44、46における‘Natur’理解

2.1.3.1 1Cor 15:44-46のψυχικός-πνευματικός対概念が示唆する‘Natur’理解

霊的次元における身体甦りの主題の下、1Cor 15:44-46で、1Cor 2:14通り、原語対照関係ψυχικός-πνευματικόςは、訳語上natürlich-geistlichの対で示される。

またこの対概念中N次元は、先述の通り、15:45で‘ψυχή’次元と理解する点で、L.理解枠組にあっては、二元的対照性を含意する点で、ψυχή保存／救済をめぐるJC弟子倫理言説（Mark 8:35ほか並行箇所）の前提する‘ψυχή’次元と通底する可能性を持つ。

2.1.3.2 1Cor 15:44 ψυχικὸν σῶμα 訳欄外注

L.は、N次元と、‘Geist’次元（以下「G次元」）とに属する身体の在り様について、対照的な内容を注記する。前者には、飲食睡眠生殖等、自己保存的欲求の充足を挙げ、後者には、創世記第2章を典拠に、〈自己保存的欲求充足〉次元と異なり、生の充実にあるとする。

N次元において、L.が、〈自己保存的欲求充足〉次元の行為性にどれ程社会的協働性を負荷するかは確定できない。が、G次元を〈自己保存的欲求充足〉の心態を止揚するものと理解している事は確かである。この点で、この言明自体、N次元の内閉的自律自存意識を捉え直す契機は、G次元に働くものとして、人間自身に可能である事を含意しており、その志向する所は、先の15:45の含意と合わせて、先述JCψυχή保存／救済関係倫理が志向する所と通底すると言える。

2.1.3.3 補証：L. 1534 1Cor 15 注解書における‘natürlich’理解

L.は1Cor 15注解書、15:42b-15:44a注解、‘Zum letzten beschleusst er’以下（[235-238]）において、Vulgata訳*animalis-spiritualis*対概念に対応する、ドイツ語*natürlich-geistlich*対概念を用いて、それぞれの次元における人間の生を対比的に解く。

〈体〉を規定するラテン語訳‘*animalis*’におけるパウロの真意は、ドイツ語では‘*natürlich*’と言い換えられる事であり、地上における自己保存的生を、具体的には、衣食住等諸事諸物により自己保存を満たし、同時に「妻子」家族、地域共同体という社会的協働を担う生にあるとする事であるとL.は解く。

この解において、*anima*やψυχήに相当するドイツ語‘*Seele*’で表される事として、生の全体性、総体性をL.は強調する。

L.のこの‘*Natur*’理解は、自己保存と言っても、非媒介的で無反省な次元にあるものでは明らかになく、理性的にして社会的な集团的自己保存を含意するものである。この点で、2.1.3.2 15:44 ψυχικὸν σῶμα 訳欄外注の理解として、1522年時点にあっては、自己保存を個体存続的条件に加えて、社会的協働をも含むものとして捉え、N次元を理解していた可能性は強まる。

しかし、その一方、L.は、この‘*natürlich*’な生を体現する体は、「動物的」（‘*viechisch*’）体以外の何ものでもないと限定して、「五感」という感覚に従って生きる生ではあっても、‘*Verstand*’は一切ない生を生きているとする。これに対して、‘*geistlich*’な次元にあっては、〈自己保存的欲求充足〉の系列から解放されている事を説く。

L.が、*Verstand*に何を託したかは必ずしも限定できない。しかし、N次元の限界を捉える狙いのもと、自己保存的欲求を反省的に捉え直す事も、*Vernunft*によって協働的に社会形成を可

能とする事も、N次元の人間の生の内に見定めながらも、L.は、なおその次元を自存化する事なく対象化して批判的に捉える視点に立っていたと考えられる。

2.2 Rom 2:14 'von Natur'、2:29 'geist'に関する欄外注における 'Natur' 理解

2.2.1 Rom 2:14 'von Natur'

Rom 2:14 'von Natur'に関する欄外注は、'Das natürlich gesetz'を規定する。そこで、N次元にある人間は、Matthew 7:21に謂う倫理規範を実践する事が可能である事が示される。ここまではL.が廃したとされる教会法冒頭のINの規定と一致する (*Decretum*, 1)。

なおこれに加えて、ひとは、すべての他者との間で、相互に人間として高め合う事の現実性をも示している。

注の後段は、L.訳 1522b Rom序言パウロ用語法解説「律法」、「罪」の項の解説ならびに Rom 2:15が示す通り、N次元にある「善意志」、「善行」をそのまま絶対的に肯定しているとは言えない。2.1.2.4にある通り「自由意志」次元とも言え、善にも悪にも開かれている次元であり、〈信仰〉次元からは絶対的な「罪」として限界づけられるものである。

しかしながら、N次元内在的視点に立てば、意志の主体にあっては、自己と他者との間で相互入れ替え可能性の境位に立てる事を示しており、この可能性こそは普遍的な倫理的原理に他ならない。

2.2.2 Rom 2:29 'geist'

本欄外注は、形式的「律法」帰属外 (ἐκ φύσεως) に立つ良心的履行と形式的帰属内外形的履行との対比 (Rom 2:27) が、「律法」の形式的ならぬ普遍的準位における倫理の観点から問われ、普遍的倫理が培われる媒体として、「霊」Geistと「文字」Buchstabとの点で対比される箇所 (2:29) にある。

本注で、「霊」は、神の働きとして、「神が人間のうちに、Naturを越えて行う事」('Geist heyst was gott im menschen vber die Natur wirckt')と、「文字」は、「霊なしにNaturに属するすべてを行う事」('Buchstab heyst alles thun der natur on geist')と、説明される。

ここに、N次元、人間法社会の一般的規定がなされ、行為者心態の点でG次元から限界づけられている。

2.3 L. 1522bにおける JCψυχή〈救済／保存〉関係倫理と 'Natur' 理解との相関性

以上の議論により、他の ψυχικός NT出現箇所含め、1 Cor natürlich-geistlich、Natur-Geist、ψυχή-πνεῦμαの対概念の背景にある、L.の理解枠組は、N次元の内的・外的限界づけの動態を含む点で、パラドクスとして「問い」による宙吊りの動態にある、JCψυχή〈救済／保存〉関係倫理と通底すると言えよう。

しかしながら、この相関について、JCψυχή〈救済／保存〉倫理の並行箇所においてL.

1522bにあっては、*ψυχή*を‘leben’と訳すだけで、欄外訳注、序文含めて、直接的なL.自身の証言も、相関に関する主題的展開記述もない。

また*ψυχικός* NT出現箇所と*ψυχή*〈救済／保存〉倫理並行箇所とにおいて、内容的相関性について、相互参照を示して主題的に解説する注解書も未見である（pace Lightfoot, 1895: 88-9; Plummer and Robertson, 1910; Barrett, 1968; Conzelmann, 1969; Hays, 1997; Fisk, 2000; Fitzmyer, 2008）。

なお表現上の親近性は、Epiphanius, *Panarion*, 2.479における1 Cor 2:14の箇所の理解として、*ψυχή*の*σώζεσθαι* / *ἀπόλλυσθαι*という表現が近接する事例が一例ある。

また訳でも、注による明示はないものの、相関を連想させる訳はある（Fr. 1975: 2:14「この世の命だけに生きる（人）」；15:50 *σάρεξ καὶ αἷμα*:「この世の命に生きる人間」；Fr. 1966: Matthew 10:39: *ψυχή*:「いのち」）。

以上、L. ‘Natur’概念理解における、内容的相関性の証拠として、聖書箇所相互参照記述や外部からの補証は得られていない。従って、相関性をL.の責任に帰して展開する事は、なお恣意に留まらざるを得ない。

2. 4 L. 1522bのNT *ψυχικός*系譜N概念史的意義

2.1 – 2.3の議論を通して、原理的次元としての、理性含む諸能力に基づく自己保存と、その社会的協働の方向付けを確認する事は、可能な事である。Finnisの議論が示す通り（Finnis, 2011: 374-6; 398-403）、ストア派の、また、その概念構成をキリスト教創造論に基づき展開するThomas Aquinasの、LN理解を、継承する方向にあると言える（その他先蹤：Gregory of Nyssa, 145; Almain, col. 1040; see also Lampe, 1961, s.v. *ψυχικός*; Dihle and Schweizer, 1973, s.v. *ψυχικός*; Schweizer, 1973; BDAG, 2001, s.v. ‘*ψυχικός*’）。

特に、Rom 2:14訳注、‘*natürlich gesetz*’において自由意志の主体における相互置換可能性を是認する事は、自己と他者の意志主体としての平等を、そして、その前提として、意志の自由をも万人のものとして是認する所となる。更にこの自由と平等とを人間本性の前提とする限り、相互の自由と平等を可能な限り尊重する為に、万人相互に協働的に熟議を展開して社会協働を遂行する事も、N次元として否定されるものではない。従って、L.の理解するN次元の人間存在は、倫理的原理を理性的基盤によって構成していく条件を充たす可能性を含む事になり、「主観的権利」を個々人の「理性」によって構成するというINの条件を含む事にもなる。

しかし、L.は聖書と共にそこに留まらない。L.がJC*ψυχή*救済／保存言説とも通底し得る、パウロ書簡原テキストから導出している次元は、LN概念使用同様、N次元を対象化して批判する動態の中にある。N次元を理性の次元として捉える限り、この動態は理性批判の遂行となる。従って、G次元からの展望に立って、N次元の人間の生の全体を限界づけ、その内閉的没却の心態を「罪」として否定する。

3. L. 訳 1522b NT ψυχικός 系譜‘Natur’理解の直近歴史文書との相関性

‘natürlich’系統形容詞の訳語選択に揺れはあるとしても、N次元にある人間が、動物の生の次元として、自己保存的欲求に非反省的に没却しているのではなく、理性において自己保存的欲求を統制して、家族、共同体を形成して行く次元として理解する点においては、Calvin、Bezaらにも (Erasmus, 1517: 459; paraclesis: ‘(natura) bene condita’; Zwingli, 1526: [12-13]; Borrhaus, 1539: 39; Calvin, 1546: 44; Beza, 1563: 18-19; 1594: 164-5; 1599: note to 1 Cor 2:14; Selden, 1640: lib. i. cap. iii (37): ius naturale: ‘officia humani generis communia’; ‘universalis morum philosophia’; Hobbes, 1651: Chap. 12; 14)、また、Tyndale英訳に始まる英語圏注解にも (Tyndale, 1528: 118; 1549: 76; 113; GB 1560: notes to 1 Cor 15:39 κτήνος; Luke 17:33; DRB, 1582: note to 1 Cor 2:14 ‘the sensual man’)、共通する。

L. 派法律家のLN関係、法制史的理論的貢献についてはWitte, 2002; 2014; 2022に詳しいので、本稿では、ψυχικός系譜‘Natur’理解の点に絞って、Melanchton、*Loci communes* 1521年初版との相関を顧みる。

3. 1 Melanchton 1521 *Loci communes* 献辞における spiritualis-naturalis 対概念の援用

Melanchton 1521 *Loci communes* (以下「LC」)、序の献辞において *sola scriptura* の論拠に 1 Cor ψυχικός-πνευματικός 対概念を用い、そこで、ψυχικός を ‘naturalis’ と言い換える。従って、1 Cor ψυχικός を ‘natürlich’ 系統で理解する点では、間接的には、公刊上 Melanchton は L. に先行する (Melanchton, 1521: A ii, verso)。

3. 2 LCにおける spiritualis-naturalis 対概念理解

LCは、L. 訳 1522b に先行して、*spiritualis-naturalis* 対概念理解方式を実践している。

‘naturalis’は、人間の罪の限界内にある人間の諸力を規定する (C ii, verso; D ii, verso) に留まらず、‘de ueteri ac nouo homine’の節において (N iii, verso-N v, recto)、‘spiritualis’と対照される。神の霊による (*spiritu dei*) 聖化の対象となる人間存在の二重性として、霊 (*spiritus*) と肉 (*caro*)、「新しいひと」と「古いひと」、「内なるひと」と「外なるひと」との対が展開される。

〈肉〉とは、パウロを典拠に、人間の身体 (*corpus*) だけを指すのではなく、ψυχικός なる人間の全体を指すと言い、状態と運動の点でN次元にあるものとする。

3. 3 LCにおけるLN

3. 3. 1 理性により見出される前-理性的存立態

法とは善を指令し、悪を防ぐものであると規定した上で、法を、LN (*leges naturales*)、神の法 (*leges divinae*)、人間の法 (*leges humanae*) に分類する (D iii, verso)。

神の法は、神が定めた法であり、外形的行為ならぬ良心に問う道徳法 (十戒) (‘de divinis

legibus' (D viii^f-E iii^f) ほか、裁判法、儀礼法 ('de iudicialibus et ceremonialibus' [E vi^f-vii^f]) からなるとする。また、人間の法は、神の法に合致し聖書を典拠とすべき法として、市民法と教皇令からなる、支配者が定めた法とする ('de humanis legibus' [E vii^v-F vii^v])。

LNは、神学者、法学者ほか誰にも正しく理解されていないとし、LNとは、人間理性 (*ratio humana*) による方法に従うもので、*naturalis*なる三段論法 (推理) (*sylogi naturales*) によって集められる定式であると規定する (D v, recto)。

LNは、Rom 2における良心を基に、更に、「すべての人間が等しく合意するもの ('lex naturae, sententis communis, cui omnes homines partier adsentimur')」(D v, recto) と規定され、数学における公理 (*communia principia*)、即ち共通見解 (κοινὰ ἐννοίαι) に相当するとされる。

またキケロを典拠に、LNは、人間の*natura*から (*ex natura hominis*) 導き出されるものとも規定される (D v, recto)。

3.3.2 真理性における理性の限界により限界づけられる存立態

LNの存立は神に内属するものとして、LNは、「人倫が人間の共通利益に向けて形成されるべく、神が人間各人の魂に刻み書き込んだもの」と規定される ('atque adeo quam deus inculpsit cuiusque animo, ad formandos mores ad commodata' (D v, recto))。

同様に、LNとは神によって人間の魂に刻印されたものとも言い ('a deo impressas mentibus humanis')、「神によってともに創造されたる性格」('habitus concreatos') であるとされる (D v, verso)。

他方、LCは、N次元にある理性の限界を繰り返し述べる。法 (*lex*) とは罪の認識 (*cognitio peccati*) であるという説を典拠に、LNは人間の罪から自由とは言えず (D iiiii, verso)、神に対して不敬なものを導き出す事になるとする。

またLNは人間理性によって方法的に見出されるものながら、その一方、人間理性そのものは、見えなくされており、囚われている (*capta occaecata*)、また、生まれながらに見えていないので (*propter cognatam caecitatem*)、誤る (*fallax*) とする (D v, verso)。

さらに、人間理性の限界について、神の存在の認識に理性が到達し得るかLCは確答しない ([D vi, recto])。この点、英訳者Hill, 1944: 113は注を付し、Melancton 1522年文書に、アダム楽園追放後、人間理性の蒙昧 ('sic occaecata post lapsum Adae') 等、理性による神認識の不可能性の理由が示されている事を補足する。

3.3.3 理性の限界内における、自己保存的欲求の社会協働的統制

「法について」 'de lege' (D iiiii, recto- [D viii, recto]) において、LCはLNの内容を規定する。L. 訳 1522b 1Cor 15:44 'natürlich leib' 訳注記述より具体的である。

就中、LNを*natura humana*に基づく法としつつも、自己保存的なものはLNではないと明確に斥ける。LNから「獣と共有するものは省く」 ('omitto autem e aquae cum brutis communia

habemus') と、Melanchton は、自らの立場を言明する。L. 訳 1522b 以降に見られる *naturalis* 系統を訳語に選択する立場の根拠が間接的に示されている (D v, verso)。

Melanchton はさらにその「獣と共有するもの」の具体的な内容として、三つの事、「自己保存」(*uitam tueri*)、「子を産む事」(*gignere*)、「自分から他者を産出する事」(*aliud ex sese procreare*) を挙げる。そしてこれらを、*ius naturae* に法学者たちが帰するのに対し、自らはこれらを、*ius naturae* とはせず、「動物たちに共通に埋め込まれた *naturalis* な欲動」('naturaes quosdam adfectus animantibus communiter insitos uoco') と規定し直す。

ここに、ローマ法以来の LN 規定たる「動物」と人間との共有を否定し、LN を人間に固有なもので、人間理性によるものとする革新を引き継ぐ。

そして LN の具体的な内容として、「神を敬う事」、「生まれた共同体において害を被る事があってはならない事」、「人間の共同体は、すべてを共用する事を求める事」を挙げる。

これらは、N 次元にある人間の相互義務として、生命の相互尊重を求める事を含意する。従って、〈自己保存的欲求充足〉を自由とせず、それ故、その前提たる私的所有をも自由とせず、これらの自由を万人共生に向けて、社会協働的に統制することを含意するものとなる。

更に、敬神という次元に立つ事をも課す事は、社会的協働的統制倫理における理性使用そのものを絶対化する事を塞ぐ動態を含意する。

3. 4 補証 : Melanchton 1530: 『アウグスブルグ信仰告白』 (CAg; CAI)

3. 4. 1 第2条「罪について」について

ラテン語版では、人間存在の N 次元を、キリスト教創造論では、アダム原罪後の次元、通常の人間論では、「生まれながら」という「誕生時」状態の次元として論ずる。

また、この N 次元における「罪」の内容として、「神への畏れ」、「神への信頼」の欠損、「欲望」(*concupiscentia*) にまみれている状態を挙げる。

ドイツ語版では、「罪」の内容として、欲望と傾向性の点で悪なる点で極まるとする (*voller böser lust und neigung*)。

3. 4. 2 第18条「自由意思」について

ラテン語版、第18条「自由意思」では、1Cor 2:14 を典拠に、*animalis homo* の属性として、市民法における正義を理性によって果たす可能性と、神の正義を果たす事の不可能性が明確にされる。また「善」についても *natura* 次元における可能性とその神の霊の次元からの限界づけが示される。

自由意思論、Augustinus、*Hypognosticon* 第3巻第4章 (col. 1623) が引証される。自由意思における理性的判断について、Augustinus は、神に属するもので、神によって成り立つという前提に立つ。その上で、理性的判断は、現世における働きにおいて (*in operibus vitae presentis*)、N 次元でなされる判断で、それは、絶対的に善ではなく、善でも悪でもあり得る働

きに関わるとされる。行為遂行に先立つ意志の次元の具体例として、〈自己保存的欲求充足〉のみならず社会的文化的倫理的次元の単独、協働の意志を善なる働きの例とする一方、偶像崇拜、人殺しの意志を悪なる働きの例とする。

これを典拠に Melanchton は、人間には「自由意思」が無い訳ではない事を明らかにし、その限界づけの中で、市民社会の範囲内での正義をなす自由と、理性に基づけられるものを愛する自由との二つの自由を提示する。その上で、この範囲を限界づける、それを包摂し上位にある領域として、神の正義、あるいは、聖霊に関わる正義がある事を示す。人間の意志がそうした正義をなすには、聖霊なしには不可能であるとする。その根拠として、1 Cor 2:14 を用いて、神の霊に属する事を、*animal* なる次元にある人間は把握できないとする。反対に、聖霊が言葉を通してつかまれるときに心において正義が生ずるとする。

ドイツ語版は、「自由意思」の及ぶ範囲に関する「市民社会の正義」と「神の正義」という区別は明確にしていない。また、1 Cor 引用については、典拠を明確にし、かつ、2:14 ψυχικός 訳は、ラテン語版 *animalis* であるのに対して、L. 訳 1522b 同様 ‘natürlich’ となっている。更に、ラテン語版、「自由意志」が有する「理性の判断」(*iudicium rationis*) (Augustinus, *Hypognosticon*, col. 1623) について、‘alle natürliche angeborne verstand und vernunft’ と、‘Natur’ の次元として Vernunft と Verstand を十全にそなえている事と具体化している。

3.5 L. 1522b 前後における、Melanchton の ‘Natur’ 理解

以上より、Melanchton の ‘Natur’ 理解は、1 Cor ψυχικός を ‘natürlich’ と訳す L. 訳 1522b と基点を同じくしつつ、記述の質・量は異なる。

N 次元とは、被造世界の本性の次元、キリスト教創造論に基づく「罪」の次元、神の存在の認識に欠けている次元にある点で、神に本性的に根拠づけられながらもその事の理解を理性においては断たれ晦まされている存在である。

他方、N 次元とは、実定法制定に先立つ次元であり、人間だれもが共通に持っている悟性 (Verstand) と理性 (Vernunft) とに基づいて、万人相互共生を目的として、自己保存的欲求の内閉的利己的没却を否定し、統制するものである。また、市民社会を形成して、市民社会の次元での正義を形成し得る事、実定法を正当化するためにだれもが合意できる道德原理を立てる事、この事の可能性を有している事を示している。

その一方、LN の考察そのものが、N 次元を自存的内閉的に捉える事なく対象化して反省的に捉え直す次元に立っている事を示すものであり、特に G 次元から反照されるものとして、N 次元の理性的限界を批判する営みは、N 次元自律自存的限界づけもなされるものの (Melanchton, 1530, Art. 16; cf. L. 1520, D, iiiⁱ-E, iⁱ; R13:1 ψυχή)、「市民社会」における「市民的」正義の限界を時代を超えて根本的に考える意味において、有効である事を示している。この意味で、JC ψυχή 救済／保存言説のパラドクスが懐胎する「問い」の力、固着を揺るがす動態化と連動するものである。

4. L.1522b ψυχικός系譜‘Natur’理解の後代歴史文書との相関性

4. 1 Grotiusのψυχικός系譜 ‘natura’理解

Grotiusは、聖書注解において、1 Corのψυχικός理解に関する限り直接的に自らの *natura* 理解と結びつけてはいない。しかしながら、Rom 2:14 φύσιςに関する注において、*natura*を、人間に生まれながら備わっている理性を正しく用いる状態であると説明する。

また、Grotiusは、人間存在の三段階説に与し、ψυχικόςを、*anima*が働く状態とした上で（1 Cor 15:44注（1641: 446））、身体に生ずる状態によって統御される（*corporis affectibus gubernatur*）、従って、自己保存的欲求に対して無媒介的で非反省的である、σαρκικόςの次元とは程度において異なるものの、理性の光によってのみ導かれる段階とする（1 Cor 2:14注（1641: 353））。

他方、人間理性の限界に関しては、1 Cor 2章の問題の焦点は、理性のみに依存する人間の真理性の欠如であり、Grotiusは、2:14 οὐ δέχεται τὰ τοῦ πνεύματος τοῦ θεοῦの注において、動詞δέχεταιの意味を *intelligere* 知性の働きと理解した上で、神の霊に関わる領域は、人間知性の限界の外にあるとする。

確かに、ψυχή救済／保存関連言説、Mark 8:35並行箇所各注において、直接的に、1 Corにおけるψυχικός-πνευματικόςとの対概念における人間存在の階梯に関係づける事はないが、なお間接的な関連性は示されている。Matthew 10:39、Luke 17:33、John 12:25の各注では、ψυχήとは自己自身の事である事が強調され、自己保存の追求は、パウロ書簡等から導出される教義と対立する事が示唆される。

後代において、Grotiusは、神の次元から理性を限界づける事の無効性に関与し、理性的思考の自律を確立する役割を果たしたと評価される一方、総合的な精査からその評価を拡大解釈と批判する立場もある（Grotius, 1625: prolegomena, sect. 11; 39; 58; lib. I.10.5; Tierney, 1997: 327-8; Haakonssen, 2017: 81）。しかし上述1 Cor解釈を見る限り、Grotiusは、N次元の理性に、実定法に先立つ社会協働的倫理形成の可能性を見る一方、その理性活動を反省的に捉え直す境位を聖書に読み取る点では、L.と異ならない。

4. 2 Lockeのψυχικός系譜‘Nature’理解

Lockeは、理性批判にあって、人間理性の創造論的起源に基づき、明晰判明な観念を源泉として、感覚、推論等人間的諸能力を運用する事により到達し得る認識領域を、真理性の点で、神の存在認識含む神の啓示の領域と一致せしめ、宗教の本義もこの理性的限界内に位置づけ、僅かこの限界づけの先に「信仰」の領域を残す（1690: I.4.18; IV.17-18; cf. 1676: 108-121 et al.; 1707: 20-21 on Rom 2:14）。

4. 2. 1 Lockeパウロ書簡注解における1Cor ψυχικός理解

Lockeは聖書注解において、1 Cor 2の要点は、神の啓示（*revelation*）によって得られる認識

が、N次元理性認識の上位にあり、それを限界づけている事にあるとする (Locke, 1832, *ad loc.*)。

具体的には、1 Cor 2:14の解として、人間にはN次元、理性、諸能力 (faculties) によって諸技芸、諸学問の向上が開かれている事を肯定する一方、「聖霊の啓示」によってのみ知られる福音の真理には開かれていないとする。

なおこの認識的絶対的切断に対して、1 Cor 2:15解では、「啓示の援用と研究 (the help and study of revelation)」による切断の超克可能性を示唆する。

またなお、1 Cor 2:14-15の注において (91)、ψυχικός-πνευματικόςとの対概念について、「*anima*を備えた人間」あるいは「動物的人間」の意味での‘the animal man’と「*spiritus*、πνεῦμαを備えた人間」の意味での‘the spiritual man’と訳を示し、上述、認識的切断を繰り返す。

15:44 σῶμα ψυχικόνの解では (174)、『surpasses not the animal nature』とし、注において、認識能力の次元で肯定するよりも、動物的次元の限界内にある存在である事を強調して、自己保存的資源の供給が常になければ、生命を失う存在である事実を提起する。

Lockeは、パウロ解釈として、人間理性の認識領域を神の霊の次元から限界づける事を了解した上で、Locke自身も、自身の聖書理解体系において、N次元理性批判の境位に立っているが、その一方、人間の存在様態として、〈自己保存的欲求充足〉を、社会的資源供給により追求する事を事実性において自存化する。

4. 2. 2 Locke 1698『統治二論』における‘Nature’概念

Locke, 1698『統治二論』は、第二論文の内容、市民による統治 (‘Civil-Government’) を自律自存の原理としては提示していない。キリスト教聖典、創世記の創造論の解釈によって、人間のN次元における社会的規範条件は何かを決定するという、先行論者Filmer神学論の先行前提を受入れ、そのキリスト教創造論的‘Nature’解釈を論駁して、自説を弁証する。

従って、Lockeは、キリスト教の神の意志について、何が正しい解釈か、その聖典解釈から決定可能であるという前提に立つ (1.2-3 (142))。それは、具体的には、人間の創造並びに原罪後の人間存在に関する、実定法以前の社会規範は何であるか決定可能という前提である。

この議論では、N次元での「権利」、「法」とは、キリスト教被造世界における社会規定であり、その正当性の権威は聖書ということになる。

しかしながら、神は、N次元に、父子関係や、父子関係に内属する支配関係について何を意志したかという問題設定は、かかる社会規範の歴史的事実性にキリスト教創世記は主題的に関与しないものであるから、先行論者Filmerにせよ、Lockeにせよ、神意決定論拠に、歴史的事実としての社会規範を提示する事に関与する所、その社会規範は、神意存立の埒外か、先行するか、いずれかとなる。

実際、Lockeが、具体的には、「Natureの状態について」(2.2)において、政治的権力の始原を論ずるに当たって (2.4 (269))、自由と平等を導出する事が可能になったのは、Filmer神学論と同じく、アダムとそれに続く人間の社会的な条件として、神の意志は何であったかを、聖

書解釈から論ずる事が可能であるという立場に立って、その上で、父性による支配を聖書解釈として引き出す事を誤りとするのである。

以上から、Lockeは、確かに、キリスト教創造論の範囲内で論じ、かつ、聖書解釈として、政治的原理を導出している事は明らかである。また、N次元における理性を対象化して批判的に捉え直す境位にある。しかしながら、理性が要求する実定法に先立つ上位の規範性の決定基準は、論理的に、神意の埒外か先行存立態とならざるを得ない。なおこの境位も、理性の及ぶところである限り、Lockeにとって「真の宗教」の内にある可能性がある（1689: 1-9）。

4.3 Adam Smithのψυχικός系譜‘nature’理解

Adam Smith, 1759『道徳感情論』は、有神論的立場に関与しており（6.2.3）、また大文字で‘Nature’を用いもする（e.g. 4.3.3）。その一方、『諸国民の富』（1776）では、‘natural price’はじめ頻繁に形容詞‘natural’を社会経済事象に関して用いている。

この‘natural’理解の問題は19世紀末からSidgwickはじめ論究されている（Sidgwick, 1886: 17-20; Keynes, 1926: 46）。

この論究が示す通り、Smithは、個人個人の価値判断に関わる利益追求を、社会総体として加算した場合には、「国富増大」という事実性において自存する事象として捉え、その上で、この自存的「事実」に政府は介入すべきではないと提唱していると捉える事ができる。

個人個人の利益追求はいわば理性的な判断による自己保存的な欲求を充足するための社会的判断であるから、これを‘natural’と理解する限り、このN次元をそのまま社会的な介入をする事なく放置するという、さらなる理性的判断を政策として選択する事は、確かに、N次元にある人間存在を反省的に捉え直し批判的に考察する営みに関与していると言える。しかし、もしそのような言い方が許されるならば、Smithの場合に、N次元人間存在を自存化する事に与していると言える。

5. むすび

1 Cor ψυχικόςを‘natura’系統概念に引き付けて理解する事が、人間存在理解の上で、生存上の自己保存的な欲求に対して人間自身が無媒介で非反省的な存在と理解するか否かの判断に係ったであろう事は、L. 1522bが初めてという事ではなく、公刊上はMelanchtonが先行するし、恐らく、それ以前でも‘animalis’系統で理解する際にも解釈者に生起した事であろう。しかし、聖書母語訳としてはMelanchtonとの協働の下、L. 1522bが初めてであったと考えられる。

かかる形式的な訳語選択以上に、背景となる理解体系の機能としては、先-〈市民法〉の理論準位において、個人の自由と平等を基礎に、相互の社会的共生を可能とするために、自己保存的な欲求並びに私的所有を社会的協働において統制する倫理を、理性的に探求する歴史に、L. 1522bは、先行概念構成継承の上で、貢献している。

しかしながら、L. 1522b は、JCψυχή 保存／救済倫理が有する動態化と通底するものとして、N 次元自己保存の本質的問い直しを、G 次元から照らし出される、人間理性の真理性を動的に捉え直していく過程としても要請するものである。

それ故に、理性の側からの内閉的な限界づけと、外側から照らし出される導きによる超出は、理論的活動において、特に、実定法に先立つ社会構成的理性使用において、依然として個々人の心態において問われ続けている。

【参考文献】

- Albertus de Orlamunda (1499) *Philosophia pauperum* (BSB 2 Inc. c.a. 3717).
id. (1508) *Summa philosophiae naturalis* (BSB).
Albrecht, D. (1931) ‘Bemerkungen zu Luthers Glossen’, in: *D. Martin Luthers Werke*, kritische Gesamtausgabe: Die deutsche Bibel, 7 Bd., Weimar: xxxv-xli.
Almain, J. *expositio circa decisiones magistri Guillelmi Occam*, in: Gerson, J. (1706) *Joannis Gersonis opera omnia*, t. 2, p. 1, Antwerpiae, coll. 1013-1120.
Arber, E. (ed.) (1871) *The First Printed English New Testament Translated by William Tyndale*, Bloomsbury.
Augustinus, *Hypognosticon: hypomnesticon vulgo libri hypognosticon*, Migne, J.P. (1643) *Patrologia Latina*, t. 45, coll. 1611-1664.
馬場辰猪 (1883) 「天賦人權説」(『太陽』13-9 (1907) 168-189; 馬場辰猪 (1882) 「讀加藤弘之君人權新説」家永三郎編 (1973) 『大井憲太郎 植木枝盛 馬場辰猪 小野梓 集』筑摩書房 219-234)
Barrett, C.K. (1968) *A Commentary on the First Epistle to the Corinthians*, New York and Evanston.
Bartholomaeus Anglicus (1481) *Incipiunt tituli librorum et capitulorum venerabilis bartholomei anglici de proprietatibus rerum*.
BB (1568): Bishop’s Bible (1568): *The holie Bible conteynyng the olde Testament and the newe*.
BDAG: Danker, F. (2001) *A Greek-English Lexicon of the New Testament and Other Early Christian Literature*, 3rd ed., University of Chicago Press.
Beza, T. (de Besze, T.) (1563) *Confession de la foy chrestienne*, Genève.
id. (1567) *La Bibel qui est toute la saincte esriture: contenant le Viel & le Nouveau Testament*.
id. (1594) *Annotationes maiores in novum Dn. nostri Iesu Christi testamentum*, [Genève].
id. (1599) *The New Testament of Our Lord Iesvs Christ*, London.
Bluhm, H. (1967) ‘Martin Luther and the Pre-Lutheran Low German Bibles’, *The Modern Language Review*, 62-4 (1967) 642-653.
Borrhaus, M. (1539) *In Salomonis regis filii David sacrosanctam ecclesiastis concionem commentarius*, Basileae.
CAG: Confessio Augustana germane: *Confessio oder Bekanntnis des Glaubens, etlicher Fürsten und Stedte, uberantwortet Keiserlicher Maiestat, auff dem Reichstag gehalten, zu Augspurk, Anno 1530, Wittenberg, 1558*.

- CAL: Confessio Augutana latine: *Ivdicivm de articulis confessionis fidei anno M.D.XXX. caesar M. Augustae exhibitis, quatenus scilicet a Catholicis admittendi sin taut reiciendi*, Moguritia, 1559.
http://www.luc.edu/faculty/mhooker/google_books-bible_judaism_christianity.html
- Calvin, J. (1546) *Iohannis Calvini commentarii in priorem epistolam Pauli ad Corinthios*, Argentorati.
- Collingwood, R.G. (1945) *The Idea of Nature*, Oxford.
- Conzelmann, H. (1969) *Der erste Brief an die Korinther*, Göttingen.
- Craigie, W.A. (1908) ‘Preface to Letter N’ in: Murray (1908).
- Decretum: Decreum Gratiani* (ca. 1140) (*Decretum Gratiani* (1620) Tavrini).
- Dihle, A. and Schweizer, E. (1973) s.v. ψυχικός, Kittel, G. (1973) *Theologisches Wörterbuch zum Neuen Testament*, Bd. 9, Stuttgart: 661-665.
- 『どちりいな-きりしたん』(1591)『どちりいな-きりしたん』(ヴァチカン図書館蔵、1591年版)(海老沢有道、H・チースリク、土井忠生、大塚光信編(1970)『キリシタン書 排耶書』岩波書店)
- DRB: Douay-Rheims Bible (1582): *The Nevv Testament of Iesvs Christ ...*, Rheims, 1582.
- Epiphanius, *Panarion*.
- Erasmus, D. (1516) *nouum instrumentum omne*, Basileae.
- id. (1519) *in novvm testamentvm ... annotaiones ...*, Basileae.
- Finnis, J. (2011) *Natural Law and Natural Rights*, 2nd ed., Oxford.
- Fisk, B.N. (2000) *First Corinthians*, KY, Louisville.
- Fitzmyer, J.A. (2008) *First Corinthians*, Ithaca, NY: Yale University.
- Fr. 1966: フランシスコ会聖書研究所訳注(1966)『マタイによる福音書』中央出版社
- Fr. 1977: id. (1977)『パウロ書簡 第二巻 コリント人への第一の手紙 コリント人への第二の手紙』中央出版社
- GB (1560): *The Bible and Holy Scriptures*, 1560, Geneva.
- Gerson, J. (1706) *de vita spiritali animae*, in: *Joannis Gersonis opera omnia*, t. 3, Antwerpae.
- Gregory of Nyssa, *de opificio hominis* (J.-P. Migne, *Patrologiae cursus completus* (series Graeca) (MPG) 44, Paris: Migne, 1857-1866: 124-256.
- Grotius, H. (1625) *de iure belli ac pacis*, 3 t., Paris (the edition inspected: 1626, Francofurti).
- id. (1641a) *Hvgonis Grotii Annotationes in Libros Evangeliorvm*, Ansterdami.
- id. (1641b) *Hvgonis Grotii Annotationes in Epistolam ad Corinthos*, in: id. (1641) *Hugonis Grotii Annotaiones in Novvm Testamentvm*, t. 2, Parisiis, 339-454.
- id. (1828) *Hugonis Grotii Annotationes in novum testamentum*, vol. 6, Groningae.
- Haakonssen, K. (2017) ‘Early Modern Natural Law Theories’, in: Duke, G. and George, R.P. (ed.) (2017) *The Cambridge Companion to Natural Law Jurisprudence*, Cambridge, 76-102.
- ハビアン『妙貞問答』海老沢有道、H・チースリク、土井忠生、大塚光信編(1970)『キリシタン書 排耶書』岩波書店

- ハルマ (1796):『江戸ハルマ』: 稲村三伯、宇田川玄随、岡田甫説ら (1796)『波留麻和解』
(早稲田大学所蔵: https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunko08/bunko08_c0513/index.html)
- ハルマ (1829):『長崎ハルマ』: (吉雄権之助ほか [原著者 François Halma, Hendrik Doeff 編 [1829]『道
訳法児馬』])
(早稲田大学所蔵: https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/ho10/ho10_01749/index.html)
- Hays, R.B. (1997) *First Corinthians*, KY, Louisville.
- Hill, C.L. (1944) *The Loci Communes of Philip Melanchton*, Boston.
- Hobbes, T. (1651) *Leviathan, or The Matter, Forme, & Power of a Common-Wealth Ecclesiasticall and Civill*,
London (the edition inspected: Tuck, R. (ed.) (1991), Cambridge).
- 池田善昭編 (2003)『自然概念の哲学的変遷』世界思想社
- 今井尚生 (2005)「西欧近代の「自然」概念とその受容」塩野和夫 今井尚生編 (2005)『神 (ゴッド)
と近代日本—キリスト教の受容と変容』九州大学出版会: 93-112
- 伊東俊太郎 (1968)「古代・中世の自然観」坂田昌一 近藤洋逸編 (1968)『自然の哲学』(岩波講座
哲学 第6巻) 55-100
- id. (1999)『自然』三省堂
- Johannitus, *Isagoge ad artem paruum Galeni*.
- JvL: Jacob van Liesvelt (printer) (1532) *Den Bibel met groter neersticheyt gecorigeert*
- 加藤弘之 (1882)『人權新説』谷山楼 (大久保利謙編 (1967)『明治啓蒙思想集』筑摩書房 173-198)
- 桂川甫周編 (1855)『和蘭字彙』
- Keynes, J.M. (1926) 'The End of Laissez-faire' (id. (2015) *The Essential Keynes*, Penguin Classics, 39-61.
- KJV: *The Holy Bible*, London, 1611.
- 近藤洋逸 (1968)「近代の自然観」坂田昌一 近藤洋逸編 (1968)『自然の哲学』(岩波講座 哲学
第6巻) 121-154
- Lampe, G.W.H. (1961) *A Patristic Greek Lexicon*, Oxford.
- Lefèvre d'Étaples, J.: Faber, I. (1512) *Commentarii in epistolas D. Pauli*, Parisiis.
- Lightfoot, J.B. (1895) *Notes on Epistles of St. Paul from Unpublished Commentaries*, London.
- Locke, J. (1676): von Leiden, W. (ed.) (1958) *Essays on the Law of Nature*, Oxford.
- id. (1689) *A Letter Concerning Toleration*, London.
- id. (1690) *An Essay Concerning Humane Understanding*, London.
- id. (1698) *Two Treatises of Government*, London. (Laslett, P. (ed. with an introd.) (1960) *John Locke Two
Treatises of Government*, Cambridge.)
- id. (1706) *A Paraphrase and Notes on the First Epistle of St. Paul to Corinthians*, London.
- id. (1707) *A Paraphrase and Notes on the Epistle of St. Paul to Romans*, London.
- id. (1832) *A Paraphrase and Notes on the Epistles of St. Paul*, Cambridge and Boston.
- Luther, M. (1520) *Von der freyheyt einiß Christen menschen*, Wittembergae.

- id. (1521a) *De libertate Christiana dissertatio Martini Lutheri*, per autorem regognita, [VVittembergae].
- id. (1521b) *Drey Biechlin zu letzt von dem Hochberümbtenn ...*, [77] (BSB).
- id. (1522a) *Außlegung der Epistelen und Evangelien ...* (BSB Res/2 Hom. 263).
- id. (1522b) *Das Neue Testament Deutsch*, Wittemberg.
- id. (1534) Das 15. Capitel der ersten Epistel S. Pauli an die Corinther, von der Aufferstehung der Todten, Wittemberg (edition in Bayerische Staatsbibliothek), ad 1Cor, 15: 42b-44a ([228-239]).
- id. (1929) *D. Martin Luthers Werke*, kritische Gesamtausgabe: Die Deutsche Bibel, 6 Bd., Weimar.
- id. (1931) *D. Martin Luthers Werke*, kritische Gesamtausgabe: Die Deutsche Bibel, 7 Bd., Weimar.
- id. (1955) : マルティン・ルター著 石原謙訳 (1955) 「聖パウロのローマ人にあたえた手紙への序言」、『新訳 キリスト者の自由 聖書への序言』所収 岩波書店 69-98
- Melanchton, P. (1521): *Loci communes rerum theologicarum sev hypotyposes theologicae* Philip. Melanch. auctore. Basileae, 1521.
- 村上陽一郎 (1998) 「自然」(新カトリック大事典編纂委員会 (1998) 『新カトリック大事典』 研究社)
- Müller, J. (2001) *Natürliche Moral und philosophische Ethik bei Albertus Magnus*, Münster.
- Murray, J.A.H. (1908) *A New English Dictionary on Historical Principles*, vol. 6, part 2, Oxford.
- 日本正教会訳 (1902) 『我主イイススハリストスの新約』ハリストス正教会聖書出版事務所
- Nikolasjen, J.B. (2021) ‘Christian Ethics, Natural Law and Lutheran Tradition’, *Studia Theologica ---- Nordic Journal of Theology*, 75: 2 (2021) 164-181.
- Pellicer, A. (1966) *Natura, étude sémantique et historique du mot latin*, Paris.
- PLGB ([1466]): *Biblia*, [Straßburg: Johann Mentelin]. (PLGB: Pre-Lutheran German Bible; BSB: Bayerische Staatsbibliothek)
- id. (1472): *Deutsche Bibel AT (Is.-Macc.), NT*, (BSB Cgm 205), Schwaben, 1472.
- id. (1483): *Diß durchleuchtigist wreck der gantzen heyiligen geschrift*. (BSB: Rar. 288).
- id. (1487): *Biblia: übers. aus dem Lat., mit dt. Tituli psalmorum*, published by Johann Schönsperger, in 1487 (BSB: 2 inc.c.a. 1880).
- PLGU-GN (Pre-Lutheran German Usage of the Conceptual Dualism ‘geistlich’-‘natürlich’) 1: *Gemahelschaft Christi* (1470) (BSB Cgm 518).
- id. 2: Eike von Repgow (1474) *Sachsenspiegel. Landrecht mit Glosse* (BSB: 2 Inc.c.a. 313).
- id. 3: von Königshofen, J.T. (1476) *Von allen Bäbsten* (BSB 2 Inc.c.a. 499 t).
- id. 4: Nigri, P. (1477) *in aller übung der vernu[n]ft ...* (BSB 4 Inc.c.a. 99 m).
- id. 5: Otto (von Passau) (1477) *Disz buoch ist genant die vier vnd tzwenzig Alten ...* (BSB: 2 Inc.s.a. 53).
- id. 6: Stephan (von Landskron) (1484) *Hie hebt sich an das buch genannt die hymel strasz* (BSB2 Inc.c.a. 1469).
- id. 7: *Buch von geistlicher Armut* (1501) (BSB Cgm 782).
- id. 8: *Der Sele Wurtzgart* (1511) (British Library).
- id. 9: von Kaisersberg, J.G. (1515) *das Bucch der Ewangelien ...* (BSB: Rar. 949#Beibd.1).

- PLLU-SN (Pre-Lutheran German Usage of the Conceptual Dualism ‘spiritualis’-‘naturalis’) 1: Thomas Aquinas (1472) *gloriosus doctor sanctus Thomas ut documenta sumere cupientibus* (BSB 2 Inc. s.a. 1136).
- id. 2: Antonin (Antonino Pierozzi) (1480) *Summa Theologica*, I-IV.
- id. 3: Jean Gerson (1489) *inuentarium eorum quae in operibus Gersonis continentur* (2 Inc.c.a. 2258 c-1/2).
- id. 4: Vincent de Bauvais (1494) *speculum naturae*.
- PLLU-GN (Pre-Lutheran Latin Usage of the Conceptual Dualism ‘gratia’-‘natura’) 1: Bonaventura, *Christus unus omnium magister*, 16.
- id. 2: Bonaventura, *Collationes de donis spiritus sancti*; 1.11.36; 3.6.130; 3.11.147; 4.2.175.
- id. 3: Thomas Aquinas, *Summa Theologica*, I q. 95 a. 1 arg. 6.
- Plummer, A. and Robertson, A. (1910) *A Critical Exegetical Commentary on the First Epistle of St. Paul to the Corinthians*, Edinburgh.
- エミール・ラゲ訳 (1910) 『我主イエスキリストの新約聖書』 鹿児島、公教会
- 佐々木良勝 (2002) 大貫隆 名取四郎 宮本久雄 百瀬文晃編 『岩波 キリスト教辞典』 岩波書店 s.v. 「自然」
- Schaff, P. (1877) *The Creeds of Christendom with a History and Critical Notes*, vol. 3, New York: 3-73.
- id. (1904) *History of the Christian Church*, vol. 6, New York.
- Schweizer, E. (1973) ‘D. Neues Testament’, s.v. ψυχή, Kittel, G. (1973) *Theologisches Wörterbuch zum Neuen Testament*, Bd. 9, Stuttgart: 635-657.
- 『聖書：口語訳』【「口語訳」】：日本聖書協会 (1955) 『聖書』
- 『聖書：新共同訳』【「新共同訳」】：日本聖書協会 (1987) 『聖書』
- 『聖書：聖書協会共同訳』【「協会共同訳」】：日本聖書協会 (2018) 『聖書』
- 『新約聖書：改訳』 (1919) 大英国北英国聖書会社
- 『新約全書：引照』 (1887) 米国聖書會社
- Selden, J (1640) *de iure naturali et gentium iuxta disciplinam ebraeorum*, Londini.
- Sidgwick, H. (1886) *The Principles of Political Economy*, London.
- Smith, A. (1759) *The Theory of Moral Sentiments*, Edinburgh.
- id. (1776) *An Inquiry into Nature and Causes of the Wealth of Nations*, London.
- Soper, K. (1995) *What is Nature? : Culture, Politics, and Non-Human*, Blackwell.
- 瀧章次 (2018) 「神なき自然における人間の頹落—「人間」、「自然」二項関係言明の有効性と歴史性—」 『城西国際大学紀要』 26-7 (2018) 1-22
- id. (2024a) 「「エデンの園」の経済倫理—理論的原基<人類万物共同所有態>によって問い直される自己保存的<欲求-充足>倫理」 『城西国際大学紀要』 32-2 (2024) 45-58
- id. (2024b) 「日本の公的「人権教育」が抱える問題—「人間の権利 (human rights)」に内含される「人間」了解を再構成する必要性」 『JIU 教職課程年報』 7 (2024) 5-21
- 丹治信治 (1986) 「自然」 『日本大百科全書』 小学館
- Tierney, B. (1989) ‘Origin of Natural Rights Language: Texts and Contexts’, *History of Political Thought*, 10-4 (1989) 615-646.
- id. (1997) *The Idea of Natural Rights: Studies on Natural Rights, Natural Law and Church Law 1150-1625*, Emory University.
- 津田仙 [ほか] 訳 (1879-1881) 『英華和訳字典』 山内輓

- Tuck, R. (1979) *Natural Rights Theories: Their Origin and Development*, Cambridge.
- Tyndale, W. (1525): see Arber.
- id. (1528) *The Obedience of a Christian Man*, [n.p.] (ed. inspected: 1549).
- id. (1949) *The Parable of Wycked Mammon*, London.
- Valla, L. (1526) *in nouum testamentum annotationes*, Basileae.
- 渡辺正雄 (1976) 『日本人と近代科学－西洋への対応と課題』 岩波書店 165-174
- Weber, R. and Gryson, R. (2007) *Biblia sacra vulgata*, 5th ed., Stuttgart.
- Wycliffe (1380): Forschall, J. and Madden, F. (1879) *The New Testament in English According to the Version by John Wycliffe, about A.D. 1380, and Revised by John Purvey, about A.D. 1390*, Oxford.
- Witte, Jr., J. (2002) *Law and Protestantism: The Legal Teaching of the Lutheran Reformation*, Cambridge.
- id. (2014) “‘The Law Written on the Heart’: Natural Law and Equity in Early Lutheran Thought”, Decock, W. (ed.) (2014) *The Legal Teachings of the Protestant and Catholic Reformations*, Göttingen, 231-265.
- id. (2022) ‘Natural Law and Natural Rights in the Early Protestant Tradition’ in: Angier, T. et al. (2022) *The Cambridge Handbook of Natural Law and Human Rights*, Cambridge, 233-246.
- 座小田豊編 (2015) 『自然観の変遷と人間の運命』 東北大学出版会
- ZB: Züricher Bibel (1531): *Die gantze Bibel der ursprünglichen ebraischen und griechischen Waarheyt nach auffß aller treiwlichest verteütschet*, Zürich, 1531.
- Zwingli, U. (1526) *De peccato originali declaratio*, Tiguri.

Martin Luther's 1522 Translation of the New Testament
in the History of the Conception of Nature:
The Reach of His Rendition 'natürlich' for ψυχικός,
the First Epistle of St. Paul to Corinthians,
in the History of Natural Law

Akitsugu Taki

Abstract

Martin Luther in his 1522 translation of the New Testament under Philip Melanchton's collaboration translated into 'natürlich' the Greek adjective ψυχικός, 2:14, 15:44 and 46, the First Epistle of St. Paul to Corinthians. This translation is in contrast with the predecessors, Vulgata and German translations under its influence formally new in the choice of word clearly connoting nature. Against the background of the history of natural law, however, it has two effects more important than a mere succession of the preceding conceptual schemes. One is that natural human beings are invited on the basis of individual freedom and equality to use their reasons in order to constitute as a pre-constitutional jurisprudential action an ethical system governing one's meeting of their needs for self-preservation and one's exclusive ownership of things. The other is that as Jesus Christ's paradoxical ethics of preserving or saving oneself (Mark 8:35 and its parallels) suggests, human beings are also invited from the spiritual point of view to be self-referentially critical of one's ethical and jurisprudential use of reason under the first invitation.

Keywords: Luther, ψυχικός, natürlich, natural law, the First Epistle of St. Paul to Corinthians